

法律をもっと身近に

ほうてらす

平成30年1月24日(水)から新たな制度が始まります

① 新たな出張法律相談 (特定援助対象者法律相談援助)



「一人暮らしの高齢者が、大量の健康食品を買わされていた…」

法的問題を抱えているのに、認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることができない方もいらっしゃいます。法テラスではそのような方を対象に、弁護士・司法書士が出張をして法律相談を行うことができますようになります。

これまでの法テラスの相談と異なり、資力(収入・預貯金)にかかわらず利用できますが、一定の基準を超える資力をお持ちの方には、相談料(1件5,400円)をご負担いただきます。

※お申し込みには特定援助機関(地方自治体や、社会福祉協議会など)の方からご連絡をいただくことが必要です。

② DV・ストーカー・児童虐待の被害を受けている方のための法律相談 (DV等被害者法律相談援助)

「夫の暴力から逃げたい…」「つきまといを受けて困っている…」「親の虐待から逃げ出したい…」

このようなDV・ストーカー・児童虐待の被害を受けている方に、被害の防止に必要な法律相談を速やかに受けていただくための制度です。

資力(収入・預貯金等)にかかわらず利用できますが、一定の基準を超える資力をお持ちの方には、相談料(1件5,400円)をご負担いただきます。

お申し込みはお近くの法テラスへお問い合わせください。



③ 弁護士費用等の立替対象の拡充

認知機能が十分でない方のうち、資力が一定の基準内である方については、一定の行政不服申立手続にかかる弁護士費用等を法テラスが立て替えます。

対象となる手続には、「生活保護法に基づく審査請求等」などがあります。※利用には事前に審査があります。

◎制度の詳細は法テラスのホームページからご確認ください。
◎お申し込みは平成30年1月24日(水)開始

編集後記

法テラスをもっと身近に感じてもらうため、広報誌をリニューアルしました。「地域を照らす 法テラス」では、それぞれの地域の魅力とともに、スタッフ弁護士と法テラス地方事務所をご紹介します。特集の「乗り物」と同じくらい、法テラスが皆さんにとって身近で欠かせない存在になるよう、今後もがんばります。

【本誌へのご意見・ご感想はこちらまでお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報・調査室
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
TEL: 0503383-5348
E-mail: kouhou-chousa@houterasu.or.jp
Twitter: @houterasu_4_10

相談事例集
ほつテラス
P08-09
地域を照らす 法テラス
P10-P11
法テラス インフォメーション
P12

インタビュー
関根麻里さん
P06-07



特集
P02-05

知っておきたい
「乗り物と法律」

Vol.
41
2017.12

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。

知っておきたい「乗り物と法律」

電車、自動車、そして自転車。日常生活で乗り物は欠かせない存在です。
使い慣れてはいても、「どうすればいいの?」と困ることも多いのでは。
みんなで快適に利用するためにも、チェックしておきましょう。



自分と周囲を守るために

毎日の移動に欠かせない乗り物。
電車やバス、飛行機などの公共交通機関はもちろん、自転車や自家用車など個人づかいの乗り物であっても、利用するのはたくさんの方がいる公共の場です。

最近ニュースになるケースが増えている自転車のルール無視や事故。2015年に道路交通法が改正され、自転車に関するルールや罰則が整備されました。自治体によっては自転車保険の加入を義務付ける動きもあります。

小さなお子さんがいたり、高齢者だけの家庭だと、地域の交通事情によっては、自家用車は生活に欠かせない、足になります。多人数の子どもを乗せるときやチャイルドシートの使い方など、心得ておきたいルールは少なくありません。

電車では、これから年末にかけて増える、お酒を飲んだ後の帰宅が要注意。乗り過ごしに気を付けられないかもしれません。うっかりすると、法律違反の不正乗車になってしまいます。自分とご家族を守るため、また周囲に迷惑をかけないために、知っておきたい「乗り物のハテナ」について、5つのケースで紹介します。

Case1【自転車①】 自転車のルール と罰則

子どもの自転車は歩道を走ってよいことになっていますが、子どもを乗せた大人の自転車はどこを走ればいいのか?

標識がある場所は歩道もOK

道路交通法及び関連規定によると、自転車は基本的に、標識で許可された場所へ、運転者が13歳未満、70歳以上の高齢者が身体が不自由な場合、交通状況から止むを得ない場合を除き、車道を走るのが原則となっています。運転者が大人である以上は、子どもを乗せていたとしても、歩道を走ることができません。

標識で許可された場所へには、歩道上に図1の標識があります。また、交通状況から止むを得ない場合という項目があるのとおり、交通量が多く危険な車道の場合は、大人でも歩道を走ることが許されています。ただし、歩道は歩行者が優先なので、自転車は徐行するのが基本です。

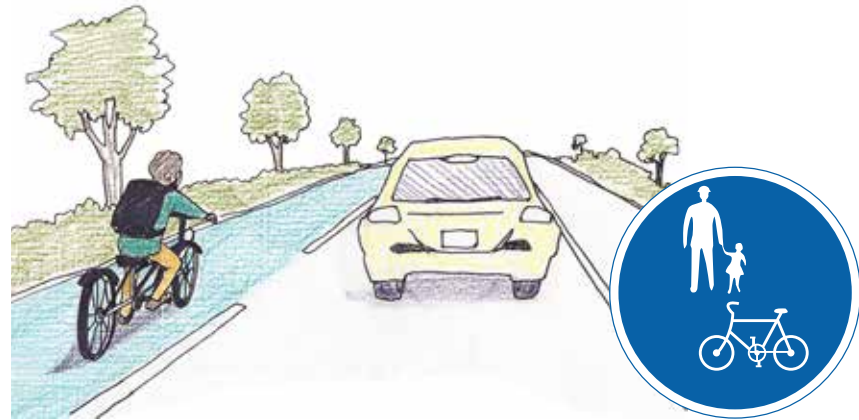


図1 自転車が行けることができる歩道に設置された標識

の受講命令を受け、命令に従わず講習を受けない場合は、5万円以下の罰金の対象となります。

Case2【自転車②】 自転車保険

子どもが自転車でぶつかって人にケガを負わせたら…責任を負うのは親?

多額の賠償命令が出た例も

自転車で起こした事故について、「車ではなく自転車でも、慰謝料を払わないといけないの?」と思う方もいるようです。しかし自転車は道路交通法上、車両の一種となる「軽車両」です。自転車でも事故を起こしてしまった場合、自動車と同様に多額の賠償命令が出た例が実際にあります。

自転車死傷事故を起こした場合、14歳以上から刑事責任が問われます。14歳未満の場合、事故を起こした本人に刑事責任能力がないため、刑罰は科されませんが、被害者に対しての民事上の損害賠償責任は、12歳前後から責任を問われることになり、それ以下の子の場合は保護者である両親が負うケースが多いです。



自転車保険の加入が義務付けられている自治体
大阪府・兵庫県・滋賀県など
※2017年12月現在

不正乗車は法的には刑法の詐欺罪、または鉄道営業法違反に当たります。発覚した場合、各社の「旅客営業規則」では「当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する」等と定められており、乗車区間の3倍の運賃を請求されることがあります。うっかり乗り過ぎたりしないよう気をつけましょう。



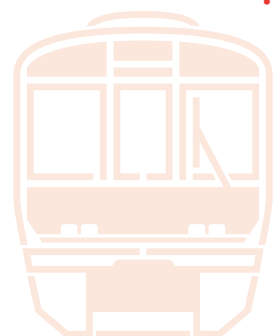
「乗り過ぎ」「折り返し」もダメ

正しい運賃を支払わず、鉄道やバスなどに乗車することを不正乗車と言います。いわゆるキセルを含む無賃乗車や、定期乗車券区間外の無賃乗車も不正乗車にあたります。

「乗り過ぎしてしまい、乗り過ぎしの往復運賃を払わずに折り返し乗車した場合」や、「座席に座りたいなどの理由で目的地と逆方向にある始発駅まで戻り、その区間の運賃を支払わない」といった場合も不正乗車になります。

Case5【電車】 キセル乗車

電車を乗り過ぎてしまったとき、
改札を出ずに折り返して
電車に乗るのって…、
法律違反になる？



大人の人数	子どもの人数	
1	4	○
2	3	○
1	5	×
2	4	×

図2 4人乗りの軽自動車に大人と子ども何人乗れる？



また、6歳未満の子どもを車に乗せる際にはチャイルドシートの着用が義務付けられています。チャイルドシートを置くと、定員分の人数が乗れなくなる時もあります。その場合、チャイルドシート着用義務は免除されます。ただし、できる限り多くチャイルドシートを使用する必要があります。

自動車の定員は車検証に記載されており、たとえば4人乗りの軽自動車に大人5人が乗車すると違反です。しかし、同じ軽自動車でも「大人2人と12歳未満の子ども3人」は、定員内になります。国土交通省の定める「道路運送車両の保安基準」により、12歳未満の子ども1人は「大人3分の2人」に換算され、子ども3人だと大人2人分になるからです。他の人数の組み合わせは、図2で確認しておきましょう。

12歳未満が3人ならOK

Case3【自動車①】 乗車定員+ チャイルドシート

3人目の子供が生まれましたが、
我が家の車は4人乗り。
家族5人で乗っても大丈夫？



コラム マナーガールールをつくることも

自 転車、車、列車、船、飛行機—。それぞれの乗り物自体と利用方法に法律があり、それらは時代とともに見直され、変更されていきます。今回紹介した道路交通法や鉄道営業法のほかにも、飛行機なら航空法、船では船舶

法や海上運送法など、あらためて法律は生活の身近にあることが分かります。法律は守らないといけないルールです。そのルールを時につくっていくのは利用者の心遣い、マナーなのかもしれません。

ルール

マナー

お気軽にご相談ください！

法テラスは、皆さまが一人で悩まないようにするサポート機関です。お悩みごとが法律に関することかどうか分からなくても、まずはお気軽にお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
☎0570-078374

社会を支える「ルール」と「心のゆとり」



関根 麻里さん

今でも電車やバスをよく利用します。今は幼い娘と一緒に乗ることも多く、周囲に迷惑をかけないよう気を遣うこともあります。そんな時、法律というルールに加えて、一人ひとりの「心のゆとり」が社会を支えているんだなと実感します。

関根麻里さんのインタビューは次のページへ！

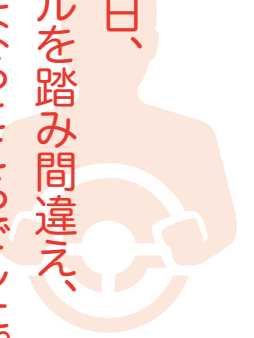


警察庁の統計によると、運転免許を持つ人10万人当たりの死亡事故件数は、75歳以上が75歳未満より2倍以上多くなっています。近年、高齢者による交通事故防止のため、講習や検査などの対策が強化されています。75歳以上のドライバーは運転免許の更新時、高齢者講習の前に「認知機能検査」を受ける必要がありますが、2017年3月の道路交通法改正ではさらに、75歳以上のドライバーが信号無視等の特定の交通違反をした場合にも、「臨時認知機能検査」を受けることが義務付けられました。

Case4【自動車②】 高齢者の運転

75歳になる父が先日、
ブレーキとアクセルを踏み間違え、
もう少しで大事故になるところでした。
運転させるのが心配です…

75歳以上は認知機能検査を受検



“お互いさま”と

支えあうその気持ちを
私も大切にしたい



PROFILE

せきねまり／1984年生まれ。アメリカ留学を経て芸能界デビュー。テレビのバラエティー番組や舞台、映画でも活躍。趣味は旅行、散歩、お笑いライブ・映画・ミュージカル鑑賞など。「私はせっかちだから、アプリなどで時間が読める電車やバスが好き」と笑って教えてくださいました。

自然な笑顔と真っ直ぐな人柄が人気の関根麻里さん。
2才になるお子さんを持つ母でもあります。
お子さんと移動することで、他人に気を遣ったり
逆に親切に触れたりするようになり、ひとりでは持てなかった
視野が目の前に広がったとおっしゃいます。

関根麻里さん

INTERVIEW

電車やバスのリズムが好き

「普段の移動は、自動車も使いますが、電車やバスも好きなんです。特にバスは学生の頃に毎日乗っていたから馴染み深いし、あの独特の揺れのリズムが、なんだかとても落ち着くんです」

今でも電車やバスなどを利用する機会も多いそうです。お一人の時はもちろん、お子さんと一緒に移動する時にも、やはり公共交通

機関をよく使うそうです。

「娘との移動はベビーカーに乗せたり、抱っこひもだったり、その時の荷物の量や娘の機嫌に合わせていろいろです。混んでいる時間帯はどうしても周囲に気を遣いますが、娘と電車やバスに乗ると、いろいろな方の譲り合いの気持ちや、優しさに触れる機会が多くて、本当に感動してしまいます」

ベビーカーを持って電車に乗ると席を譲っていただいたり、逆に

ご高齢の方に席を譲ろうとしたら、「子ども連れなんだから座っていて」と優しい言葉をかけていただけたり――。

「私の母親も、普段から席を譲ったり、よその子どもをあやしたりということを自然にしていたので、そういった気遣いには幼い頃から触れてきました。それでも自分が娘を連れている時にまわりの方からの厚意を受けると、思いやりの大切さをあらためて実感します。そういう意味でも、娘のおかげで今までは違う角度で社会を見られるようになったので、娘には感謝ですね」

申し訳なさと、感謝の気持ちと

ただ、お子さんと一緒に電車やバスに乗ると、周囲に気を遣うことはどうしても多いそうです。

「娘が泣き出すと、やはり気を遣います。電車の中では静かに過ごしたい方も、疲れている方もいらつしやるし、自分もそういう時があったので、迷惑をかけてしまっているなと思います」

そんな時、関根さんはどうするのでしょうか？

「娘をなんとかあやしめながら、たいてい次の駅でいったん電車を下ります。うちの娘は、私に似たのか泣き声が本当に大きくて、身振り

ものすごくダイナミックになる

んです。その娘のあまりの豪快な泣きっぷりを見て、ありがたいことに、周囲の方が笑いだすようなことがよくあります。『あれ？ 笑っていたらいいな』と（笑）。逆に、

気を遣われて『元氣なお子さんですね』と声をかけられたり。たまに恵まれていたのかもしれないが、申し訳なく思っているところにいるのが、思いがけず人の温かさに触れて感謝の気持ちを感じました。だから私ももっと気持ちに余裕を持つうと思えます。ルールやマナーはとも大切で、そこに私たちが『お互い様』と思う気持ちをプラスして暮らしたら、きつともっといい社会になるのかな」

お子さんと一緒に過ごすことで、多くの方の優しさと助け合う気持ちに触れているという関根さん。「法テラス」については、

「名前を聞いたことはありません。困った時に相談に乗ってもらえる場所というイメージです。私自身そうですが、困っている時は気持ちが追い詰められてしまうので、誰かに相談したらいいか分からなくなってしまう。だからそんな時は一人で悩んだり構えたりしないで、どんどん相談に行ってみてください。きつと心強い味方になってくれるはずなんです。『困ったら法テラス』ですね」

思いやりの大切さを
あらためて実感します



Q2 離婚原因がないと離婚できないって聞いたけど…

夫婦・男女
トラブル

🔍 裁判をするかどうかによっても違います



法テラス

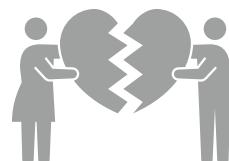
裁 判で離婚する場合に必要な条件が「離婚原因」で、民法で5つ規定されています。配偶者の不貞行為（浮気など）や意図的に生活費を負担しないなどのほか、性格の不一致や関係の破綻なども「婚姻を継続し難い重大な事由」といえば離婚原因になります。協議離婚や調停離婚であれば「離婚原因」の有無に関係なく、相手が同意すれば離婚できます。

その他「夫婦・男女トラブル」でよくある質問はこちらへアクセス！



その他よくある質問

- 離婚調停ってどうやって申し立てるの？
- 同棲中の彼女が浮気しました。慰謝料請求できるの？



Q3 セクハラ被害を受けたことを会社に相談したけど、取り合ってくれない。これでいいの？

会社・
パワハラ

🔍 セクハラ対策への配慮は事業主の義務



法テラス

事 業主は、職場におけるセクハラ防止のために、雇用管理上配慮をしなければなりません。具体的には、方針の明確化、相談や苦情への対応、セクハラが生じた場合の対応等について、配慮する必要があります。セクハラが行われた場合、直接の加害者はもちろん、事業主も、使用者責任や債務不履行責任を問われる場合があります。

その他「会社の問題」でよくある質問はこちらへアクセス！



その他よくある質問

- 毎日嫌がらせをされて退職しました。
- パートやアルバイトは有休を取れないの？



日常生活で
**困ったことは
ありませんか？**



「自分の悩みが法的トラブルかどうかわからない」「こんな悩みを相談できるのだろうか」というようなことでも、法テラスへお問合せください。たとえば、こんな質問を受け付けています。

Q1 カードローンの返済がもう限界です…

借金

🔍 債務整理を検討しましょう！



法テラス

債 務整理とは、借金の減額、免除または支払の猶予を目的として、利息制限法や、手続についての法律（破産法等）を使って債務の整理をし、債務者の経済生活を立て直していく手続のことです。下記の4つの方法がありますが、どの方法が良いかは、弁護士や司法書士等の専門家に相談するとよいでしょう。

① 任意整理

② 破産手続

③ 個人再生手続

④ 特定調停

その他「借金・クレジットローン」でよくある質問はこちらへアクセス！



その他よくある質問

- 任意整理って何ですか？
- クレジットカードの名義を貸してほしいと言われています。



お電話でも
メールでも

問合せ
無料！

※通話料がかかります。

📞 お電話で

●法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし

☎0570-078374 ☎0570-079714

受付日時：平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

💻 メールで

Webフォームから問合せを受け付け、メールで法制度や相談窓口の情報などを返信します。

受付日時：24時間365日 ※土日・祝日・年末年始は回答が遅くなります。



民事法律扶助業務

弁護士・司法書士による無料法律相談

経済的に困りの方を対象に、弁護士や司法書士による無料の法律相談を行っています。必要に応じて審査の上、弁護士・司法書士費用の立替えを行います。利用には収入や資産が一定額以下であるなどの条件があります。

情報提供業務

トラブル解決に役立つ情報をご案内

お電話、メールでの問合せについて、問題解決に役立つ法制度や手続、適切な相談窓口をご案内します。ご自身で電話をかけることが難しい場合はご家族やサポートする方々からお電話をいただくこともできます。

石川県

法テラス石川

地方事務所に
聞きました！



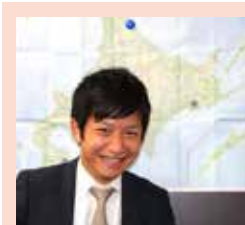
地域を照らす 法テラス



北海道

法テラス八雲法律事務所

スタ弁がゆく～スタ弁日記～



法テラス八雲法律事務所（北海道）

鳴本 翼 弁護士

2015年弁護士登録。広島県出身。趣味は旅行、お酒（特にビール）、おつまみ作り。最近ハマっていることは道の駅スタンプラリー。



原点の「故郷の島」

法テラス八雲法律事務所がある八雲町は、北海道の南部渡島半島に位置し、日本で唯一太平洋と日本海という2つの海に面している自治体です。北海道の酪農発祥地として、酪農業が盛んなほか、ホタテを中心とする漁業や水稲・畑作も営まれています。

いわゆる「田舎」ではありませんが、瀬戸内海に浮かぶ小さな島で生まれ育った私には馴染みやすく、また八雲町には都会にはない楽しさや見所がたくさんあり、充実した毎日を送っています。特に、八雲町唯一の観光スポットである噴火湾パノラマパークから噴火湾の雄大な景色を眺めていると、「ああ、北海道に住んでいるんだなあ」としみじみと感じられます。

さて、そもそも私のスタッフ弁護士としての原点は、さきにも述べた故郷の島での生活にあります。当時流行っていたテレビ番組の影響もあってか、法律に興味を持ち、法学部に進学したあと、講義の中で司法過疎の問題を知った時、まさに司法過疎地である故郷の島がふと頭に浮かびました。

「日本で生活しているすべての人にとって、法律が頼りになる存在であってほしい」

石川県の魅力は？

石川県といえば、なまこの卵巣を塩漬けて干した高級珍味「くちこ」やのどぐろ、能登牡蠣など、日本海の荒波に揉まれた海産物が有名です。また、赤系大粒ぶどうの新品種ルビーロマン（なんと一房数万円！）、梨の加賀しずく、加賀野菜の五郎島金時、新ブランド米の「ひやくまん穀」と農作物も個性豊かです。

北陸新幹線開通で賑わう金沢駅は、「世界で最も美しい駅」の一つに選定されたことでも有名です。

事務所の特徴は？

法テラス石川は、昨年7月に「加賀百万石」金沢市の中心地、兼六園・金沢城公園に隣接する金沢弁護士会館へ移転しました。全面ガラス張り、バリアフリーな建物ですので車いすの方でも安心して利用していただけます。



高校での講演会の様子

最近力を入れていることは？

今年度は法教育にも力を入れており、5月に「いじめ防止」をテーマに県内の高校で、弁護士である副所長が講演を行いました。また、8月には現役高校生で車いすバスケットボール男子U23日本代表（2017）の古崎倫太郎選手を招いて「いじめと差別」をテーマに講演会を行いました。他にも、石川県立図書館と共催で法律講座を行うなど、持ち前のチームワークを生かし様々なイベントを実施しています。



▲日本三名園の一つ 兼六園



市場には新鮮な海産物がたくさん

お問い合わせ

法テラス石川

〒920-0937 石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内
☎0503383-5477 平日 9:00～17:00（土日及び祝日は除く）
・金沢駅東口より車で10分
・北鉄バス「兼六園下・金沢城」停留所から徒歩5分

金沢弁でメッセージ

まいどさん

法テラス石川では、相談を受け付けとるさけ

まずは電話してみまっし

職員は親切やし、じゃまないげん

こんにちは

法テラス石川では、ご相談を受け付けています

まずはお電話ください

職員は親切に対応しますので、ご心配はいりません



噴火湾パノラマパーク

司法過疎地の弁護士として

司法過疎地で生まれ育ったことによる、ある種の使命感のようなものを覚えた私は、過疎地域で働く弁護士になって、その思いを実現したいと考えるようになり、スタッフ弁護士を志望しました。

法テラス八雲法律事務所では、八雲町を含め周辺8自治体・地域（総面積は東京都のおよそ1.5倍にもなります！）に住んでおられる町民・村民の皆さまから、このエリア唯一の弁護士常駐法律事務所として、多種多様な相談を受け付けています。特に現在は、高齢化の進んだ地域での法律問題に対応するため、自治体や病院など関係各機関と

の連携を深めて、市民後見人の養成や広域での出張法律相談などに力を注いでいます。

日々の業務にあたっていると、日本全国どのような地域でも、司法サービスを必要としている人がたくさんいることを痛感します。悩みを抱えている方、それが法律問題かどうか分からない方も、どうかお気軽にお近くの法テラスをお訪ねください。

さて、北海道に赴任して2度目の冬。瀬戸内地方出身の私には少しだけ怖い雪国の冬です。雪道と格闘しながら、これからも、地域の司法サービスに精一杯貢献していこうと思います。「すべての人にとって、頼りになる司法」の実現を目指して。